

太田市職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第37号

太田市職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市職員の地域手当の支給に関する規則（平成18年太田市規則
第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

支給地域		級地
群馬県	太田市 前橋市 邑楽郡大泉町	1級地
東京都	特別区	2級地

第2条第2項の表を次のように改める。

級地	支給割合
2級地	100分の20

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。